

神戸市水道局における外部機関との共同研究等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市水道局（以下「当局」という。）が民間企業や大学等外部機関（以下「共同研究者」という。）と行う研究等（以下「共同研究等」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(共同研究等の種類)

第2条 共同研究等の分類は次の各号に掲げるとおりとする。なお、次に掲げる第1号及び第2号を総称して、「共同研究」という。

- (1) 「公募型共同研究」とは、当局が共同研究課題を設定したのち、共同研究者を公募して行う研究をいう。
- (2) 「一般共同研究」とは、当局と共同研究者が研究課題を設定して行う研究をいう。
- (3) 「フィールド提供型研究」とは、共同研究者が設定した研究課題に対してフィールド提供を行う研究をいう。ただし、フィールド提供型研究を実施できるのは、公的機関・大学等・地元企業（本局が神戸市内に所在する企業）及びこれらと共同研究体を構成する民間企業等外部機関とする。

(共同研究等にかかる費用負担)

第3条 共同研究等にかかる費用負担は原則として次の各号に掲げるとおりとする。ただし、費用負担に関して契約書等において別の定めをしたときは、この限りでない。

- (1) 公募型共同研究の費用負担は、当局と共同研究者での応分負担とする。
- (2) 一般共同研究の費用負担は、当局と共同研究者での応分負担とする。
- (3) フィールド提供型研究の費用負担は、共同研究者の負担とする。

(共同研究等の実施要件)

第4条 共同研究等は、次に掲げる要件を満たすものに限り、実施することができる。

- (1) 共同研究課題が神戸市水道事業の行政目的に合致したものであること。
- (2) 共同研究等として実施することが合理的かつ効果的なものであること。
- (3) 共同研究等を実施することにより、当局の業務に支障を及ぼさないように配慮されていること。

(共同研究者の要件)

第5条 共同研究者は、共同研究等の実施に十分な技術的能力及び経理的基礎を有するものでなければならない。

(共同研究等審査会の設置)

第6条 研究課題、内容、実施の可否等を審査するために、当局内に共同研究等審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとし、審査会の設置及び運営等に関する要綱は、別に定めるものとする。

2 審査会は、原則非公開とする。

(共同研究の申請)

第7条 公募型共同研究に応募又は一般共同研究を提案しようとする者（以下「希望者」という。なお、希望者が共同研究体であったときは、共同研究体の代表者とする。）は、共同研究申請書（別記様式1-1）及び次に掲げる内容を記載した共同研究提案書を当局において共同研究を担当する課（以下「研究担当課」という。）を通じて審査会事務局に提出しなければならない。

- (1) 研究の課題名
- (2) 研究の目的及び内容
- (3) 研究の目標（可能な限り具体的な数値とする。）
- (4) 研究の実施場所
- (5) 研究計画
- (6) 研究体制
- (7) 研究の費用分担
- (8) 使用する主な施設並びに水、電気及びガス等（当局の施設を使用する場合）
- (9) 共同研究に関する研究実績及び特許権等の取得状況
- (10) 会社概要

（共同研究の審査）

第8条 前条に規定する共同研究の申請があったときは、審査会は、当該共同研究における提案内容の審査基準（別表）への適合性について審査するものとする。

- 2 前項に規定する審査において、審査基準に適合していると判断されたときにのみ公募型研究の共同研究者の選定又は一般共同研究の実施を承認するものとする。
- 3 当局は、希望者に対し前2項に規定する審査結果を審査結果通知書にて通知するものとする。

（契約の締結）

第9条 前条に規定する審査において共同研究の実施を認められた者は、共同研究の内容、及び費用負担、並びに研究成果の取扱い等について、標準共同研究契約書（別記様式2）に基づき、当局と協議を行うものとする。

- 2 前項の協議が成立したとき、前条に規定する審査において共同研究の実施を認められた者は、研究担当課と共同研究契約を締結するものとする。ただし、契約書の内容を標準共同研究契約書から大幅に変更する場合は、事前に契約書の案及び契約書対照表（別記様式3）を作成した上で審査会事務局へ申請し、審査会の承認を得なければならない。
- 3 一般共同研究に関する契約を締結する際、契約書の内容を標準共同研究契約書から大幅に変更する場合は、第7条に規定する申請時に契約書の案及び契約書対照表を作成の上、第8条に規定する審査を受けることで、前2項の手続きを省略の上、契約を締結することができる。ただし、第7条に規定する申請時に申請した契約書の案から変更があった場合については、この限りでない。
- 4 共同研究契約書を締結した研究担当課は、契約書の写しを審査会事務局に提出しなければならない。

（共同研究契約の変更）

第10条 前条に規定する契約締結後、共同研究の計画又は内容等を変更する必要があるときは、当局と共同研究者とで協議のうえ、当該共同研究の契約を変更することができる。ただし、契約書の内容を変更する場合は、審査会の承認を得なければならない。

（フィールド提供型研究の申請）

第11条 フィールド提供型研究を提案しようとする者（以下「研究者」という。なお、研究者が共同研究体であったときは、共同研究体の代表者とする。）は、フィールド提供型研究申請書（別記様式1-2）及び次に掲げる内容を記載した研究実施計画書

を研究担当課を通じて審査会事務局に提出しなければならない。

- (1) 研究の課題名
- (2) 研究の目的及び内容
- (3) 研究の実施場所
- (4) 研究計画
- (5) 研究体制
- (6) 使用する主な施設並びに水、電気及びガス等（当局の施設を使用する場合）
- (7) 会社概要

（フィールド提供型研究の審査）

第12条 前条に規定するフィールド提供型研究の申請があったときは、審査会は、研究者から提出された資料をもとに当該研究に対するフィールド提供の可否について審査するものとする。

- 2 審査会は、当該フィールド提供型研究における提案内容の審査基準（別表）への適合性を審査し、審査基準に十分適合していると判断されたときにのみフィールド提供型研究の実施を決定するものとする。
- 3 審査会事務局は、研究者に対し前2項に規定する審査結果を審査結果通知書にて通知するものとする。

（フィールド提供に関する覚書の締結）

第13条 前条に規定する審査においてフィールド提供型研究の実施を認められた者は、フィールド提供に関する事項等について、フィールド提供に関する標準覚書（別記様式4）に基づき、当局と協議を行うものとする。

- 2 前項の協議が成立したときは、フィールド提供に関する覚書を締結するものとする。ただし、覚書の内容をフィールド提供に関する標準覚書から大幅に変更する場合は、事前に覚書の案及び覚書対照表（別記様式5）を作成した上で審査会事務局へ申請し、審査会の承認を得なければならない。
- 3 フィールド提供型研究に関する覚書を締結する際、覚書の内容をフィールド提供に関する標準覚書から大幅に変更する場合は、第11条に規定する申請時に覚書の案及び覚書対照表を作成の上、第12条に規定する審査を受けることで、前2項の手続きを省略の上、覚書を締結することができる。ただし、第11条に規定する申請時に申請した覚書の案から変更があった場合については、この限りでない。
- 4 フィールド提供に関する覚書を締結した研究担当課は、覚書の写しを審査会事務局に提出しなければならない。

（フィールド提供に関する覚書の変更）

第14条 前条に規定する契約締結後、フィールド提供に関する事項等を変更する必要が生じたときは、当局と共同研究者とで協議のうえ、当該覚書を変更することができる。ただし、覚書の内容を変更する際には、審査会の承認を得なければならない。

（研究期間の延長）

第15条 共同研究等の研究期間の延長は、次に掲げる要件に該当するときのみ行うことができる。

- (1) 当該共同研究等を代表する共同研究者に変更がないもの
 - (2) 第7条第1項各号（第5号及び第6号を除く。）又は第11条第1項各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる事項に原則として変更がないもの
- 2 前項に規定する共同研究等の延長を行おうとする者は、共同研究等申請書（別記様

式1-1（フィールド提供型研究のときは別記様式1-2））及び次に掲げる内容を記載した共同研究提案書（フィールド提供型研究のときは研究実施計画書とする。）を研究担当課を通じて審査会事務局に提出しなければならない。

- （1）共同研究等の延長理由
- （2）研究計画
- （3）研究体制（変更があったときのみ）

3 第1項に規定する共同研究等の延長に係る審査は、原則として、当該共同研究等の開始に係る審査と同様に行うものとする。

（共同研究等の中止）

第16条 天災その他やむを得ない理由により、共同研究等を継続することが困難となったときは、当局と共同研究者との協議のうえ、当該共同研究等を中止することができる。

2 前項に規定する共同研究の中止により共同研究者が被った損害について、当局は責任を負わないものとする。

（共同研究等の成果の報告）

第17条 共同研究者は、共同研究等の結果得られた成果について報告書を作成し、研究担当課を通じて審査会事務局に提出しなければならない。ただし、一般共同研究については、研究担当課が報告書を作成し、審査会事務局へ提出することができる。

2 前項に規定する報告書の提出後に原則報告会を開催するものとする。

3 前項に規定する報告会は、次に掲げる各号のいずれかにより行うものとする。

- （1）共同研究者または研究担当課による報告会
- （2）共同研究者または研究担当課による研究発表等

（共同研究等の成果）

第18条 共同研究の結果得られた成果は、当局及び共同研究者が共有するものとし、当局及び共同研究者以外の者に知らせようとするとき又は公表しようとするときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。ただし、研究成果に関して別の定めをしたときは、この限りでない。

2 フィールド提供型研究の結果得られた成果を神戸市及び共同研究者以外の者に知らせようとするとき又は公表しようとするときは、神戸市と特定できないデータとして扱わなければならない。ただし、研究成果の公表に関して別の定めをしたときは、この限りでない。

（共同研究等により取得した発明及び考案に係る権利の取扱い）

第19条 当局及び共同研究者は、共同研究の報告書に基づき共同研究の実施により発明等を得たことが明らかになったときは、当該発明等に係る知的財産権の持分等について協議するものとする。

（適用除外）

第20条 次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の全部又は一部を適用しないことができる。

- （1）国、独立行政法人又は地方公共団体等と共同研究を行う場合
- （2）前号に掲げる場合のほか、特別な事情があると認める場合

（雑則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この要綱は平成 22 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

別表：共同研究等の審査基準（第7条関係）

実施案件	審査基準	
	共同研究	フィールド提供型研究
（1）研究課題が神戸市水道事業の行政目的に合致したものであること。	技術の全部または一部に、市への適用性について評価する必要がある技術を含む研究である。	水道技術の開発に寄与する研究である。
（2）共同研究等として実施することが合理的かつ効果的なものであること。	適切な費用及び役割分担がされた研究である。	共同研究者の利益となり、原則として市の費用負担がない研究である。
（3）共同研究等を実施することにより、神戸市の業務に支障を及ぼさないように配慮されていること。	関連法令を遵守し、当局の業務への影響に配慮した研究である。	

年 月 日

共同研究審査会事務局 宛

申請者名

代表者名

住 所

共同研究申請書

神戸市水道局における外部機関との共同研究に関する要綱に基づき、
〔一般・公募〕共同研究に応募したいので、下記のとおり申請します。

1. 共同研究の課題名（研究期間の延長）

2. 共同研究提案書（別添）

3. 担当者及び連絡先

年 月 日

共同研究審査会事務局 宛

申請者名

代表者名

住 所

フィールド提供型研究申請書

神戸市水道局における外部機関との共同研究に関する要綱に基づき、フィールド提供型研究に応募したいので、下記のとおり申請します。

1. 研究の課題名（研究期間の延長）

2. 研究実施計画書（別添）

3. 担当者及び連絡先

〇〇〇〇に関する共同研究契約書

神戸市水道局（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、〇〇〇〇に関する共同研究（以下「研究」という。）を実施するに当たり、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 本契約において「産業財産権等」とは、以下の各号に掲げる権利をいう。

- （1） 特許法に規定する特許権及び特許を受ける権利
- （2） 実用新案法に規定する実用新案権及び実用新案登録を受ける権利
- （3） 意匠法に規定する意匠権及び意匠登録を受ける権利
- （4） 商標法に規定する商標権及び商標登録を受ける権利
- （5） 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物又は同項第10号の3のデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る同法第21条から第28条に規定する著作権
- （6） 第1号から第5号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）
- （7） 前各号に掲げる権利に相当する外国における権利

2 本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明を、実用新案権の対象となるものについては考案を、意匠権、商標権、プログラム等の著作権の対象となるものについては創作を、ノウハウを使用する権利の対象となるものについて案出をいう。

3 本契約において産業財産権等の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

4 本契約において「優先実施権」とは、研究により発生し甲及び乙が共有する産業財産権について、甲が乙以外の第三者に実施許諾を行わないことを条件として、乙が当該産業財産権を独占的に実施できる権利をいう。

（研究の実施）

第2条 甲及び乙は、本契約の巻末に添付する実施計画書に基づき、研究を実施する。

（第三者への委託）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する実施計画書に定めた研究分担の一部を相手方の文書による事前同意を得た場合に限り、第三者に委託することができる。

（研究の実施期間）

第4条 研究の実施期間は、本契約締結の日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。本契約の有効期間もこれに準ずる。但し、第7条の規定は、各項の対象となる産業財産権等の有効期間内とする。

(研究の実施場所)

第5条 研究の主な実施場所は、〇〇〇〇とする。乙はその施設への立入りに際しては事前に甲所管事務所の許可を受けなくてはならない。

(費用の分担)

第6条 甲及び乙は、第2条に規定する実施計画書に定めた研究分担に応じて、それぞれが必要とする費用を負担する。ただし、研究を遂行するにあたり甲、乙にとって著しく負担となる費用又は分担の明らかでない費用については、甲、乙で協議して定めるものとする。

(産業財産権等の取扱い等)

第7条 甲及び乙は、研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に通報しなければならない。

2 研究において発生した産業財産権等の甲、乙それぞれの持分は、甲、乙が協議のうえ、定めるものとする。但し、協議がなされない場合又は協議が整わない場合には甲と乙の持分は均等とする。

3 甲及び乙は、前項の規定に基づいて共有することとなった産業財産権等（以下「共有産業財産権等」という。）の出願又は申請（以下「出願等」という。）及び維持保全手続きは乙が行うこととし、当該出願等にあたっては、甲及び乙の間で共同出願に関する取扱いを規定する契約を締結するものとする。

4 共有産業財産権等のうちノウハウを指定するときは、甲、乙で協議の上、指定する。この場合においては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

5 甲及び乙は、共有産業財産権等の持分に応じて当該産業財産権等の取得及び管理に要する費用を負担する。

6 甲及び乙は、共有産業財産権等を甲及び乙以外のものに実施させる場合には、甲乙協議のうえ、その可否及び条件を決定するものとする。

7 乙は、共有産業財産権等を実施する場合、実施料の支払等について定めた実施契約を甲及び乙の連名で締結する。

8 甲は、乙からの申し出により、研究終了の日から5年以内の期間において乙に対し、優先実施権を付与できるものとする。付与期間は甲、乙で協議の上、決定するものとする。

9 甲は、乙が優先実施の期間中、その第2年目以降においても産業財産権等が正当な理由なく実施されない場合、優先実施権の付与を中止できる。

10 甲及び乙は、既存産業財産権等を使用しなければ研究成果を実施できない場合、別途協議のうえその取扱いにつき決定するものとする。

11 甲及び乙のいずれかが共有産業財産権等の自己の持分を譲渡又は放棄する場合には、あらかじめその旨を相手方に書面により通知しなければならない。

12 甲及び乙は、共有産業財産権等を第三者が侵害した場合には、協力してその解決を図るものとし、これに要する費用は甲、乙協議して決定する。

13 研究において、共有するプログラムの著作物及びデータベースの著作物が得られた場合には、それらの著作物に係る発明等を行った者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する著作権者人格権を行使してはならない。

(進捗の報告)

第8条 乙は、定期的に研究の進捗の報告等を行い、報告の結果については議事録を作

成し、甲及び乙がこれに記名押印する。

(研究報告書の作成)

第9条 乙は、研究によって得た結果に基づき研究報告書を作成するものとする。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの

2 甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

3 第1項及び第2項に定める秘密の保持については、特に定めのない限り契約満了後においても効力を有するものとする。

(事故の処理等)

第11条 甲及び乙は、研究の実施に当たり事故が生じたときは、自らの責任においてこれを処理しなければならない。

2 前項の場合において、相手方又は他人に損害を与えたときは、当該損害を与えた者がその責任を負わなければならない。

(契約の解除)

第12条 本研究を継続することにより甲の業務に支障が生じる恐れがあるとき又は天災その他やむを得ない理由により本研究を継続することが困難となったときは、甲及び乙の協議の上、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、本契約期間中に甲又は乙のいずれかがこの契約に違反したときは、当該違反者に対して1か月以上の期間を定めてその是正を求め、当該期間内に是正がなされないときは、当該違反者に対し書面による通知をもって解約の申入れをすることができる。

3 前項の場合において、当該違反した者に故意又は過失があると認めるときは、損害賠償の請求を妨げない。

4 甲は、本契約期間中に、甲の都合により研究設備を撤去する必要があるときは、あらかじめ、その理由を付した書面により相手方に通知することにより本契約の解約の申入れをすることができる。

(暴力団員等の排除に関する措置)

第13条 甲は、乙又は乙の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に係る者（以下「暴力団員等」という。）であること又は本覚書が暴力団員等の利益になることが判明したときは、何ら催告を要せず本覚書を解約することができる。

2 前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(原状回復義務等)

第14条 本契約期間が満了したときは、甲及び乙は協議の上、原状回復の範囲及び方法並びにこれに要する費用の負担方法（負担割合を含む。）を定め、当該定めに従い原状回復を行うものとする。

2 第12条の規定により本契約が解除されたときは、本契約を解除された者は、甲の指定する期限までにその費用をもって原状回復を行わなければならない。

3 前2項の場合において、原状回復の義務を負った者が、当該義務を履行しなかったために他人に損害を与えたときは、当該原状回復の義務を負った者がその損害の責任を負うものとする。

(疑義の解釈)

第15条 本契約に関し疑義を生じた事項、及び本契約に定めのない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

(補則)

第16条 甲及び乙は神戸市情報公開条例、個人情報保護に関する法律、その他の神戸市の例規及び日本国の法令を遵守しなければならない。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 神戸市中央区橘通3丁目4番2号
神戸市
水道事業管理者 〇〇 〇〇 公

印

乙 住 所
株式会社 〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇

実施計画書

1. 研究題目

2. 研究目的

3. 研究項目及び研究費分担額

(単位：千円)

研究項目	研究分担	
	神戸市水道局	株式会社〇〇〇〇
合計		

4. 研究体制

所属名	氏名	役職名
神戸市水道局		

株式会社〇〇〇〇		
----------	--	--

5. 研究期間

本共同研究契約締結日から〇年〇月〇日までとする。

6. 実施場所

1 〇〇〇〇

2 〇〇〇〇

7. 使用する主な施設及び機械器具

所属名	主な施設及び機械器具
神戸市水道局	
株式会社〇〇〇〇	

8. 実施作業スケジュール（予定）

9. 既存産業財産権等の指定

共同研究契約書第7条に規定する既存産業財産権等は、下記のとおりとする。

所属名	発明等の名称	出願番号
神戸市水道局		

株式会社〇〇〇〇		
----------	--	--

【別記様式3】共同研究契約書対照表

【別記様式2】標準共同研究契約書	今回契約様式（変更条文のみ記載）
<p>神戸市水道局（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、〇〇〇〇に関する共同研究（以下「研究」という。）を実施するに当たり、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。</p>	
<p>（用語の定義）</p> <p>第1条 本契約において「産業財産権等」とは、以下の各号に掲げる権利をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1） 特許法に規定する特許権及び特許を受ける権利 （2） 実用新案法に規定する実用新案権及び実用新案登録を受ける権利 （3） 意匠法に規定する意匠権及び意匠登録を受ける権利 （4） 商標法に規定する商標権及び商標登録を受ける権利 （5） 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物又は同項第10号の3のデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る同法第21条から第28条に規定する著作権 （6） 第1号から第5号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。） （7） 前各号に掲げる権利に相当する外国における権利 <p>2 本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明を、実用新案権の対象となるものについては考案を、意匠権、商標権、プログラム等の著作権の対象となるものについては創作を、ノウハウを使用する権利の対象となるものについて案出をいう。</p> <p>3 本契約において産業財産権等の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第</p>	

<p>2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。</p> <p>4 本契約において「優先実施権」とは、研究により発生し甲及び乙が共有する産業財産権について、甲が乙以外の第三者に実施許諾を行わないことを条件として、乙が当該産業財産権を独占的に実施できる権利をいう。</p>	
<p>(研究の実施)</p> <p>第2条 甲及び乙は、本契約の巻末に添付する実施計画書に基づき、研究を実施する。</p>	
<p>(第三者への委託)</p> <p>第3条 甲及び乙は、前条に規定する実施計画書に定めた研究分担の一部を相手方の文書による事前同意を得た場合に限り、第三者に委託することができる。</p>	
<p>(研究の実施期間)</p> <p>第4条 研究の実施期間は、本契約締結の日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。本契約の有効期間もこれに準ずる。但し、第7条の規定は、各項の対象となる産業財産権等の有効期間内とする。</p>	
<p>(研究の実施場所)</p> <p>第5条 研究の主な実施場所は、〇〇〇〇とする。乙はその施設への立入りに際しては事前に甲所管事務所の許可を受けなくてはならない。</p>	
<p>(費用の分担)</p> <p>第6条 甲及び乙は、第2条に規定する実施計画書に定めた研究分担に応じて、それぞれが必要とする費用を負担する。ただし、研究を遂行するにあたり甲、乙にとって著しく負担となる費用又は分担の明らかで</p>	

ない費用については、甲、乙で協議して定めるものとする。

(産業財産権等の取扱い等)

第7条 甲及び乙は、研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に通報しなければならない。

2 研究において発生した産業財産権等の甲、乙それぞれの持分は、甲、乙が協議のうえ、定めるものとする。但し、協議がなされない場合又は協議が整わない場合には甲と乙の持分は均等とする。

3 甲及び乙は、前項の規定に基づいて共有することとなった産業財産権等（以下「共有産業財産権等」という。）の出願又は申請（以下「出願等」という。）及び維持保全手続きは乙が行うこととし、当該出願等に当たっては、甲及び乙の間で共同出願に関する取扱いを規定する契約を締結するものとする。

4 共有産業財産権等のうちノウハウを指定するときは、甲、乙で協議の上、指定する。この場合においては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

5 甲及び乙は、共有産業財産権等の持分に応じて当該産業財産権等の取得及び管理に要する費用を負担する。

6 甲及び乙は、共有産業財産権等を甲及び乙以外のものに実施させる場合には、甲乙協議のうえ、その可否及び条件を決定するものとする。

7 乙は、共有産業財産権等を実施する場合、実施料の支払等について定めた実施契約を甲及び乙の連名で締結する。

8 甲は、乙からの申し出により、研究終了の日から5年以内の期間において乙に対し、優先実施権を付与できるものとする。付与期間は甲、乙で協議の上、決定するものとする。

9 甲は、乙が優先実施の期間中、その第2年目以降においても産業財産権等が正当な理由なく実施されない場合、優先実施権の付与を中止できる。

10 甲及び乙は、既存産業財産権等を使用しなければ研究成果を実施できない場合、別途協議のうえその取扱いにつき決定するものとする。

11 甲及び乙のいずれかが共有産業財産権等の自己の持分を譲渡又は放棄

<p>する場合には、あらかじめその旨を相手方に書面により通知しなければならない。</p> <p>12 甲及び乙は、共有産業財産権等を第三者が侵害した場合には、協力してその解決を図るものとし、これに要する費用は甲、乙協議して決定する。</p> <p>13 研究において、共有するプログラムの著作物及びデータベースの著作物が得られた場合には、それらの著作物に係る発明等を行った者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する著作者人格権を行使してはならない。</p>	
<p>(進捗の報告)</p> <p>第8条 乙は、定期的に研究の進捗の報告等を行い、報告の結果については議事録を作成し、甲及び乙がこれに記名押印する。</p>	
<p>(研究報告書の作成)</p> <p>第9条 乙は、研究によって得た結果に基づき研究報告書を作成するものとする。</p>	
<p>(秘密の保持)</p> <p>第10条 甲及び乙は、研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報(2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報(4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容	

<p>(5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報</p> <p>(6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの</p> <p>2 甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。</p> <p>3 第1項及び第2項に定める秘密の保持については、特に定めのない限り契約満了後においても効力を有するものとする。</p>	
<p>(事故の処理等)</p> <p>第11条 甲及び乙は、研究の実施に当たり事故が生じたときは、自らの責任においてこれを処理しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、相手方又は他人に損害を与えたときは、当該損害を与えた者がその責任を負わなければならない。</p>	
<p>(契約の解除)</p> <p>第12条 本研究を継続することにより甲の業務に支障が生じる恐れがあるとき又は天災その他やむを得ない理由により本研究を継続することが困難となったときは、甲及び乙の協議の上、本契約を解除することができる。</p> <p>2 甲及び乙は、本契約期間中に甲又は乙のいずれかがこの契約に違反したときは、当該違反者に対して1か月以上の期間を定めてその是正を求め、当該期間内に是正がなされないときは、当該違反者に対し書面による通知をもって解約の申入れをすることができる。</p> <p>3 前項の場合において、当該違反した者に故意又は過失があると認めるときは、損害賠償の請求を妨げない。</p> <p>4 甲は、本契約期間中に、甲の都合により研究設備を撤去する必要があるときは、あらかじめ、その理由を付した書面により相手方に通知することにより本契約の解約の申入れをすることができる。</p>	

<p>(暴力団員等の排除に関する措置)</p> <p>第13条 甲は、乙又は乙の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に係る者（以下「暴力団員等」という。）であること又は本覚書が暴力団員等の利益になることが判明したときは、何ら催告を要せず本覚書を解約することができる。</p> <p>2 前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。</p>	
<p>(原状回復義務等)</p> <p>第14条本契約期間が満了したときは、甲及び乙は協議の上、原状回復の範囲及び方法並びにこれに要する費用の負担方法（負担割合を含む。）を定め、当該定めに従い原状回復を行うものとする。</p> <p>2 第12条の規定により本契約が解除されたときは、本契約を解除された者は、甲の指定する期限までにその費用をもって原状回復を行わなければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、原状回復の義務を負った者が、当該義務を履行しなかったために他人に損害を与えたときは、当該原状回復の義務を負った者がその損害の責任を負うものとする。</p>	
<p>(疑義の解釈)</p> <p>第15条 本契約に関し疑義を生じた事項、及び本契約に定めのない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。</p>	
<p>(補則)</p> <p>第16条 甲及び乙は神戸市情報公開条例、個人情報の保護に関する法律、その他の神戸市の例規及び日本国の法令を遵守しなければならない。</p>	
<p>この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。</p>	

_____の研究に関する覚書

神戸市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、「_____の研究（以下「本研究」という。）」を実施するに当たり、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（研究の実施）

第1条 乙は、本研究を行うため、本覚書の巻末に添付する実施計画書において定める実施場所を研究施設とし、当該実施計画書に基づき研究を実施する。

（研究の実施期間）

第2条 本研究の実施期間は、本覚書締結の日から_____年_____月_____日までとする。本覚書の有効期間もこれに準ずる。

（土地等の使用）

第3条 本研究の実施に際して必要となる甲の行政財産について、甲は、本研究の実施期間中、使用を許可するものとする。

2 前項の許可に際し、乙は、事前に甲が定める使用許可申請書により申請を行い、甲は行政財産使用許可書を交付する。

（研究施設の設置又は改造等）

第4条 乙は、研究施設の設置又は改造等において、事前に安全対策、工事体制、作業日程及び作業内容等を記した施工計画書を提出し、甲の承諾を得るものとする。

（研究施設の維持管理）

第5条 乙は、研究施設を適切に維持管理するものとする。

2 乙は、維持管理の状況を甲に適宜報告するものとし、甲が研究施設の状況を把握できるようにしなければならない。

（安全衛生管理）

第6条 乙は、本研究の実施期間中、乙の責任において安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

2 乙は、本研究の実施に当たっては、労働安全衛生法等災害防止関連法規の定めるところにより、必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

3 乙は、本研究の実施期間中、安全衛生上に問題が生じたときは、遅滞なく必要な措置を講じるとともに甲に届けなければならない。

4 乙は、作業員に対し適正な安全衛生教育を行うと共に、危険な作業箇所については適切な安全対策を講じなければならない。

（契約の変更）

第7条 甲及び乙は、本覚書の内容について変更する必要があるときは、相手方と協議のうえ、書面により変更することができる。

(研究の中断)

第8条 乙は、本研究により研究施設に不具合が生じたときは、速やかに研究を中断する等、甲の指示に従って必要な措置を講じる。

(事故の処理等)

第9条 乙は、本研究の実施に当たり事故を発生させたときは、自らの責任においてこれを処理しなければならない。

2 前項の場合において、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙がその責任を負わなければならない。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、本研究の実施により知り得た相手方の業務上の秘密、その他の情報を目的外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは利用させてはならない。

(研究成果の報告等)

第11条 乙は、本研究によって得た結果に基づき研究報告書を作成し甲へ提出するとともに、甲が求めた場合は、甲の指定する場所において、本研究の報告会を開催する。

2 甲及び乙は、本研究成果を第三者に発表する場合において、研究の実施場所を特定できないデータとして扱わなければならない。

(覚書の解除)

第12条 天災その他やむを得ない理由により、本研究を継続することが困難となったときは、甲乙協議のうえ、本覚書を解除することができる。

2 甲は、本覚書期間中に、甲の都合により本研究施設を撤去する必要があるときは、あらかじめ、その理由を付した書面を乙に通知することにより本覚書を解除することができる。

3 甲は、本覚書期間中に乙が本覚書に違反したときは、1月以上の期間を定めてその是正を求め、当該期間内に是正がなされないときは、甲は乙に対し書面による通知をもって本覚書を解除することができる。

4 前項の場合において、乙の故意又は過失があると認めるときは、損害賠償の請求を妨げない。

(暴力団員等の排除に関する措置)

第13条 甲は、乙又は乙の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に係る者（以下「暴力団員等」という。）であること又は本覚書が暴力団員等の利益になることが判明したときは、何ら催告を要せず本覚書を解約することができる。

2 前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(原状回復義務等)

第 14 条 乙は、本覚書期間が満了したとき及び第 12 条第 1 項の規定により本覚書を解除したときは、原則として、乙の費用をもって使用財産の原状回復を行うものとする。

2 第 12 条第 2 項、第 3 項及び第 13 条の規定により本覚書が解約されたときは、乙は、甲の指定する期限までに乙の費用をもって原状回復を行わなければならない。

3 前 2 項の場合において、乙が当該義務を履行しなかったために甲又は第三者に損害を与えたときは、乙がその損害の責を負うものとする。

(疑義の解釈)

第 15 条 本覚書に関し疑義を生じた事項、及び本覚書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 神戸市中央区橘通3-4-2
神戸市水道事業管理者

乙

実 施 計 画 書

1. 研究目的	
2. 実施場所	
3. 研究計画 (予定)	
4. 研究項目	
5. 研究体制	覚書締結後、提出
6. 使用する主な施設及び機械器具	甲
	乙
7. 維持管理	覚書締結後、提出
8. 安全対策	覚書締結後、提出
9. その他	

_____の研究に関する覚書

神戸市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、
「 _____ の研究（以下「本研究」という。）」を実施するに当たり、次のと
おり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（研究の実施）

第1条 乙は、本研究を行うため、本覚書の巻末に添付する実施計画書におい
て定める実施場所を研究施設とし、当該実施計画書に基づき研究を実施する。

（研究の実施期間）

第2条 本研究の実施期間は、本覚書締結の日から _____年 _____月 _____日までと
する。本覚書の有効期間もこれに準ずる。

（土地等の使用）

第3条 本研究の実施に際して必要となる甲の行政財産について、甲は、本研
究の実施期間中、使用を許可するものとする。

2 前項の許可に際し、乙は、事前に甲が定める使用許可申請書により申請を
行い、甲は行政財産使用許可書を交付する。

（水、電気及びガス等の使用）

第4条 甲は、本研究の実施に必要となる水、電気及びガス等の使用を許可す
るものとする。

2 乙は、本研究の実施期間における水、電気及びガス等の使用料について、
甲から請求があった場合、甲が指定する期日までに支払うものとする。

（研究施設の設置又は改造等）

第5条 乙は、研究施設の設置又は改造等において、事前に安全対策、工事体
制、作業日程及び作業内容等を記した施工計画書を提出し、甲の承諾を得る
ものとする。

（研究施設の維持管理）

第6条 乙は、研究施設を適切に維持管理するものとする。

2 乙は、維持管理の状況を甲に適宜報告するものとし、甲が研究施設の状況
を把握できるようにしなければならない。

（安全衛生管理）

第7条 乙は、本研究の実施期間中、乙の責任において安全管理に必要な措置
を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

2 乙は、本研究の実施に当たっては、労働安全衛生法等災害防止関連法規の
定めるところにより、必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければな
らない。

3 乙は、本研究の実施期間中、安全衛生上に問題が生じたときは、遅滞なく必要な措置を講じるとともに甲に届けなければならない。

4 乙は、作業員に対し適正な安全衛生教育を行うと共に、危険な作業箇所については適切な安全対策を講じなければならない。

(契約の変更)

第8条 甲及び乙は、本覚書の内容について変更する必要があるときは、相手方と協議のうえ、書面により変更することができる。

(研究の中断)

第9条 乙は、本研究により研究施設に不具合が生じたときは、速やかに研究を中断する等、甲の指示に従って必要な措置を講じる。

(事故の処理等)

第10条 乙は、本研究の実施に当たり事故を発生させたときは、自らの責任においてこれを処理しなければならない。

2 前項の場合において、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙がその責任を負わなければならない。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、本研究の実施により知り得た相手方の業務上の秘密、その他の情報を目的外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは利用させてはならない。

(研究成果の報告等)

第12条 乙は、本研究によって得た結果に基づき研究報告書を作成し甲へ提出するとともに、甲が求めた場合は、甲の指定する場所において、本研究の報告会を開催する。

2 甲及び乙は、本研究成果を第三者に発表する場合において、研究の実施場所を特定できないデータとして扱わなければならない。

(覚書の解除)

第13条 天災その他やむを得ない理由により、本研究を継続することが困難となったときは、甲乙協議のうえ、本覚書を解除することができる。

2 甲は、本覚書期間中に、甲の都合により本研究施設を撤去する必要があるときは、あらかじめ、その理由を付した書面を乙に通知することにより本覚書を解除することができる。

3 甲は、本覚書期間中に乙が本覚書に違反したときは、1月以上の期間を定めてその是正を求め、当該期間内に是正がなされないときは、甲は乙に対し書面による通知をもって本覚書を解除することができる。

4 前項の場合において、乙の故意又は過失があると認めるときは、損害賠償の請求を妨げない。

(暴力団員等の排除に関する措置)

第 14 条 甲は、乙又は乙の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に係る者（以下「暴力団員等」という。）であること又は本覚書が暴力団員等の利益になることが判明したときは、何ら催告を要せず本覚書を解約することができる。

2 前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(原状回復義務等)

第 15 条 乙は、本覚書期間が満了したとき及び第 13 条第 1 項の規定により本覚書を解除したときは、原則として、乙の費用をもって使用財産の原状回復を行うものとする。

2 第 13 条第 2 項、第 3 項及び第 14 条の規定により本覚書が解約されたときは、乙は、甲の指定する期限までに乙の費用をもって原状回復を行わなければならない。

3 前 2 項の場合において、乙が当該義務を履行しなかったために甲又は第三者に損害を与えたときは、乙がその損害の責を負うものとする。

(疑義の解釈)

第 16 条 本覚書に関し疑義を生じた事項、及び本覚書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 神戸市中央区橘通3-4-2
神戸市水道事業管理者

乙

実 施 計 画 書

1. 研究目的	
2. 実施場所	
3. 研究計画 （予定）	
4. 研究項目	
5. 研究体制	覚書締結後、提出
6. 使用する主な施設及び機械器具	甲 乙
7. 使用する水、電気、ガス等及び費用負担	
8. 維持管理	覚書締結後、提出
9. 安全対策	覚書締結後、提出
10. その他	

【別記様式5】フィールド提供に関する覚書対照表（管路・水管橋用）

【別記様式4】フィールド提供に関する標準覚書（管路・水管橋用）	今回契約様式（変更条文のみ記載）
<p>神戸市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、「_____の研究（以下「本研究」という。）」を実施するに当たり、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。</p>	
<p>（研究の実施） 第1条 乙は、本研究を行うため、本覚書の巻末に添付する実施計画書において定める実施場所を研究施設とし、当該実施計画書に基づき研究を実施する。</p>	
<p>（研究の実施期間） 第2条 本研究の実施期間は、本覚書締結の日から____年____月____日までとする。本覚書の有効期間もこれに準ずる。</p>	
<p>（土地等の使用） 第3条 本研究の実施に際して必要となる甲の行政財産について、甲は、本研究の実施期間中、使用を許可するものとする。 2 前項の許可に際し、乙は、事前に甲が定める使用許可申請書により申請を行い、甲は行政財産使用許可書を交付する。</p>	
<p>（研究施設の設置又は改造等） 第4条 乙は、研究施設の設置又は改造等において、事前に安全対策、工事体制、作業日程及び作業内容等を記した施工計画書を提出し、甲の承諾を得るものとする。</p>	
<p>（研究施設の維持管理） 第5条 乙は、研究施設を適切に維持管理するものとする。</p>	

<p>2 乙は、維持管理の状況を甲に適宜報告するものとし、甲が研究施設の状況を把握できるようにしなければならない。</p>	
<p>(安全衛生管理) 第6条 乙は、本研究の実施期間中、乙の責任において安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。 2 乙は、本研究の実施に当たっては、労働安全衛生法等災害防止関連法規の定めるところにより、必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。 3 乙は、本研究の実施期間中、安全衛生上に問題が生じたときは、遅滞なく必要な措置を講じるとともに甲に届けなければならない。 4 乙は、作業員に対し適正な安全衛生教育を行うと共に、危険な作業箇所については適切な安全対策を講じなければならない。</p>	
<p>(契約の変更) 第7条 甲及び乙は、本覚書の内容について変更する必要があるときは、相手方と協議のうえ、書面により変更することができる。</p>	
<p>(研究の中断) 第8条 乙は、本研究により研究施設に不具合が生じたときは、速やかに研究を中断する等、甲の指示に従って必要な措置を講じる。</p>	
<p>(事故の処理等) 第9条 乙は、本研究の実施に当たり事故を発生させたときは、自らの責任においてこれを処理しなければならない。 2 前項の場合において、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙がその責任を負わなければならない。</p>	
<p>(守秘義務) 第10条 甲及び乙は、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、本研究の実</p>	

<p>施により知り得た相手方の業務上の秘密、その他の情報を目的外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは利用させてはならない。</p>	
<p>(研究成果の報告等) 第11条 乙は、本研究によって得た結果に基づき研究報告書を作成し甲へ提出するとともに、甲が求めた場合は、甲の指定する場所において、本研究の報告会を開催する。 2 甲及び乙は、本研究成果を第三者に発表する場合において、研究の実施場所を特定できないデータとして扱わなければならない。</p>	
<p>(覚書の解除) 第12条 天災その他やむを得ない理由により、本研究を継続することが困難となったときは、甲乙協議のうえ、本覚書を解除することができる。 2 甲は、本覚書期間中に、甲の都合により本研究施設を撤去する必要性が生じたときは、あらかじめ、その理由を付した書面を乙に通知することにより本覚書を解除することができる。 3 甲は、本覚書期間中に乙が本覚書に違反したときは、1月以上の期間を定めてその是正を求め、当該期間内に是正がなされないときは、甲は乙に対し書面による通知をもって本覚書を解除することができる。 4 前項の場合において、乙の故意又は過失があると認めるときは、損害賠償の請求を妨げない。</p>	
<p>(暴力団員等の排除に関する措置) 第13条 甲は、乙又は乙の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に係る者（以下「暴力団員等」という。）であること又は本覚書が暴力団員等の利益になることが判明したときは、何ら催告を要せず本覚書を解約することができる。 2 前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。</p>	

<p>(原状回復義務等)</p> <p>第14条 乙は、本覚書期間が満了したとき及び第12条第1項の規定により本覚書を解除したときは、原則として、乙の費用をもって使用財産の原状回復を行うものとする。</p> <p>2 第12条第2項、第3項及び第13条の規定により本覚書が解約されたときは、乙は、甲の指定する期限までに乙の費用をもって原状回復を行わなければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、乙が当該義務を履行しなかったために甲又は第三者に損害を与えたときは、乙がその損害の責を負うものとする。</p>	
<p>(疑義の解釈)</p> <p>第15条 本覚書に関し疑義を生じた事項、及び本覚書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。</p>	
<p>この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。</p>	

【別記様式5】フィールド提供に関する覚書対照表（施設用）

【別記様式4】フィールド提供に関する標準覚書（施設用）	今回契約様式（変更条文のみ記載）
<p>神戸市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、「_____の研究（以下「本研究」という。）」を実施するに当たり、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。</p>	
<p>（研究の実施） 第1条 乙は、本研究を行うため、本覚書の巻末に添付する実施計画書において定める実施場所を研究施設とし、当該実施計画書に基づき研究を実施する。</p>	
<p>（研究の実施期間） 第2条 本研究の実施期間は、本覚書締結の日から____年____月____日までとする。本覚書の有効期間もこれに準ずる。</p>	
<p>（土地等の使用） 第3条 本研究の実施に際して必要となる甲の行政財産について、甲は、本研究の実施期間中、使用を許可するものとする。 2 前項の許可に際し、乙は、事前に甲が定める使用許可申請書により申請を行い、甲は行政財産使用許可書を交付する。</p>	
<p>（水、電気及びガス等の使用） 第4条 甲は、本研究の実施に必要となる水、電気及びガス等の使用を許可するものとする。 2 乙は、本研究の実施期間における水、電気及びガス等の使用料について、甲から請求があった場合、甲が指定する期日までに支払うものとする。</p>	
<p>（研究施設の設置又は改造等）</p>	

<p>第5条 乙は、研究施設の設置又は改造等において、事前に安全対策、工事体制、作業日程及び作業内容等を記した施工計画書を提出し、甲の承諾を得るものとする。</p>	
<p>(研究施設の維持管理) 第6条 乙は、研究施設を適切に維持管理するものとする。 2 乙は、維持管理の状況を甲に適宜報告するものとし、甲が研究施設の状況を把握できるようにしなければならない。</p>	
<p>(安全衛生管理) 第7条 乙は、本研究の実施期間中、乙の責任において安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。 2 乙は、本研究の実施に当たっては、労働安全衛生法等災害防止関連法規の定めるところにより、必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。 3 乙は、本研究の実施期間中、安全衛生上に問題が生じたときは、遅滞なく必要な措置を講じるとともに甲に届けなければならない。 4 乙は、作業員に対し適正な安全衛生教育を行うと共に、危険な作業箇所については適切な安全対策を講じなければならない。</p>	
<p>(契約の変更) 第8条 甲及び乙は、本覚書の内容について変更する必要があるときは、相手方と協議のうえ、書面により変更することができる。</p>	
<p>(研究の中断) 第9条 乙は、本研究により研究施設に不具合が生じたときは、速やかに研究を中断する等、甲の指示に従って必要な措置を講じる。</p>	
<p>(事故の処理等) 第10条 乙は、本研究の実施に当たり事故を発生させたときは、自らの責</p>	

<p>任においてこれを処理しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙がその責任を負わなければならない。</p>	
<p>(守秘義務)</p> <p>第11条 甲及び乙は、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、本研究の実施により知り得た相手方の業務上の秘密、その他の情報を目的外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは利用させてはならない。</p>	
<p>(研究成果の報告等)</p> <p>第12条 乙は、本研究によって得た結果に基づき研究報告書を作成し甲へ提出するとともに、甲が求めた場合は、甲の指定する場所において、本研究の報告会を開催する。</p> <p>2 甲及び乙は、本研究成果を第三者に発表する場合において、研究の実施場所を特定できないデータとして扱わなければならない。</p>	
<p>(覚書の解除)</p> <p>第13条 天災その他やむを得ない理由により、本研究を継続することが困難となったときは、甲乙協議のうえ、本覚書を解除することができる。</p> <p>2 甲は、本覚書期間中に、甲の都合により本研究施設を撤去する必要性が生じたときは、あらかじめ、その理由を付した書面を乙に通知することにより本覚書を解除することができる。</p> <p>3 甲は、本覚書期間中に乙が本覚書に違反したときは、1月以上の期間を定めてその是正を求め、当該期間内には是正がなされないときは、甲は乙に対し書面による通知をもって本覚書を解除することができる。</p> <p>4 前項の場合において、乙の故意又は過失があると認めるときは、損害賠償の請求を妨げない。</p>	
<p>(暴力団員等の排除に関する措置)</p>	

<p>第14条 甲は、乙又は乙の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に係る者（以下「暴力団員等」という。）であること又は本覚書が暴力団員等の利益になることが判明したときは、何ら催告を要せず本覚書を解約することができる。</p> <p>2 前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。</p>	
<p>(原状回復義務等)</p> <p>第15条 乙は、本覚書期間が満了したとき及び第13条第1項の規定により本覚書を解除したときは、原則として、乙の費用をもって使用財産の原状回復を行うものとする。</p> <p>2 第13条第2項、第3項及び第14条の規定により本覚書が解約されたときは、乙は、甲の指定する期限までに乙の費用をもって原状回復を行わなければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、乙が当該義務を履行しなかったために甲又は第三者に損害を与えたときは、乙がその損害の責を負うものとする。</p>	
<p>(疑義の解釈)</p> <p>第16条 本覚書に関し疑義を生じた事項、及び本覚書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。</p>	
<p>この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。</p>	